
MSDS 制度

[MSDS制度とは]

「第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含有する製品(指定化学物質等)を他の事業者に譲渡・提供する際、その性状及び取扱いに関する情報(MSDS:Material Safety Data Sheet)の提供を義務付ける制度」をいいます。

[MSDS制度の対象事業者]

MSDS制度の対象事業者を「指定化学物質等取扱事業者」と呼ばれ、指定化学物質等を取り扱う事業者が対象となります。PRTR制度の対象事業者と異なり、業種や常用雇用者員数、年間取扱量による除外要件はありませんので、指定化学物質等を取り扱っているすべての事業者が対象となります。

PRTR 制度

PRTR 制度とは、

「人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、

環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量(*)を

事業者が自ら把握して行政庁に報告し、

さらに行政庁は事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づき

排出量・移動量を集計・公表する制度」をいいます。

(*)移動量とは、「事業者がその事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い、当該事業所以外に移動する第一種指定化学物質の量」をいいます。